

コーポレート・ガバナンスの状況

高知銀行グループでは、市場規律を踏まえた自己責任原則の下で経営の透明性を向上させるとともに、アカウントビリティとディスクロージャーの強化に

よって、ステークホルダーとの円滑な関係を維持し、同時にコンプライアンスやリスク管理を徹底していくことで、一層強靱な経営体質を築くよう努めています。

当行の機関の内容

取締役会

当行の経営意思決定、執行、監督に係る主たる経営管理組織である取締役会は、平成28年6月30日現在9名で構成し、このうち2名は社外取締役となっています。なお、取締役会は毎月1回以上開催しています。

取締役は、自らの責任において、業務の健全性と適切性の確保に努めています。

経営会議

取締役会に次ぐ会議体として、業務執行の意思決定および経営の統制の適切性と円滑化の確保を目的とし、代表取締役および経営統括部担当取締役のほか取締役会が特に定めた取締役をもって構成しており、毎月1回以上開催しています。

監査役会

当行は監査役制度を採用しており、平成28年6月30日現在の体制は、常勤2名、非常勤2名の計4名で、このうち3名(常勤1、非常勤2)は社外監査役となっています。なお、当行の社外監査役は当行のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当行との間に特別な利害関係はありません。

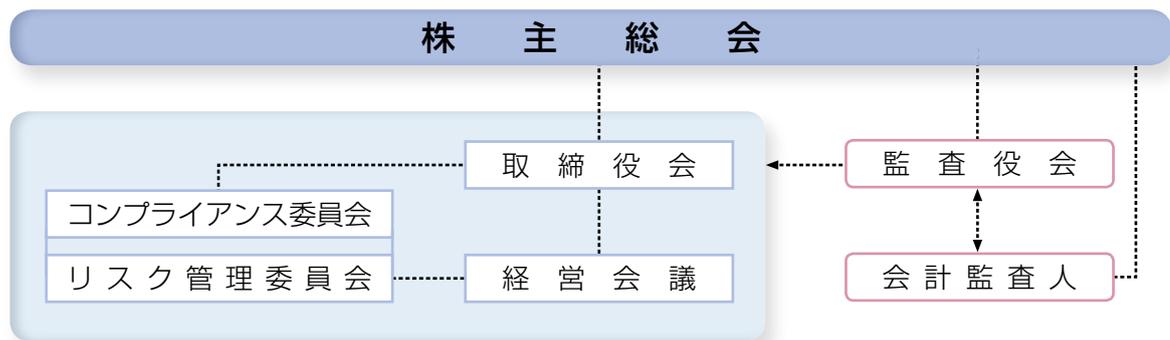
監査役会は、原則として毎月1回開催しています。各監査役は、監査役会規程、監査役監査基準等に基づき、取締役会、経営会議等の重要会議に出席して意見陳述を行うほか、重要事項の報告を受け、重要書類の閲覧や必要に応じた本部、営業店等の往査などを通じて、監査業務を適正に実施しています。

こうした監査にあたり、監査役会は、内部監査部門である監査部および会計監査を担当する監査法人から適時適切な報告を受けるほか、定期的な会合や往査時の立会などを通じて十分な意見交換を行っており、独立性確保の前提のもとに三様監査相互間の連携の強化を図っています。

なお、監査部は、平成28年6月30日現在、13名で構成しており、業務運営部門から独立した内部監査部門として業務運営に関する監査を行い、監査結果を取締役に報告しています。

会計監査人の氏名または名称

当行が、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表の監査を受けている監査人は有限責任あずさ監査法人です。



法令等遵守(コンプライアンス)体制

当行は、銀行に課せられた高い公共性と重い社会的使命を全うするため、法令等のもとより、社会的規範を厳格に遵守し、良識ある経営姿勢を維持しなければならないと考えています。こうした基本方針を堅持するために「行動憲章」を定めるとともに、全役職員に対し、行動憲章に則った行動指針「倫理法令遵守の基本

方針(コンプライアンスポリシー)」を徹底しています。

また、役職員一人ひとりが社会人としての良識を持ち、高い職業倫理観に裏付けられた自律をもってルールを遵守するとともに、内部検証の機能を発揮させることで、お客さまや社会からの信用・信頼を確保することを経営の基本方針としています。

❑ コンプライアンス体制

当行では、各部店の長をコンプライアンス責任者に、次席者をコンプライアンス担当者に任命し、部店内における法令等遵守状況の第一次チェックを行っています。

第一次チェックの結果は、コンプライアンス統括部が二次的に検証します。また、事務システム部が内部事務手続きの調査を行い、監査部が業務運営に関する監査を行っており、これらの検証結果を受けて、各業務所管部が連携し、問題部店に対する業務改善の指導を行っています。

さらに、コンプライアンス統括部が、業務運営におけるコンプライアンスの徹底状況を監視し、問題事案に関しては所管部に対し実態の調査や是正指示を行うとともに、重要事項についてはコンプライアンス統括部担当取締役を長とするコンプライアンス委員会で審議したう

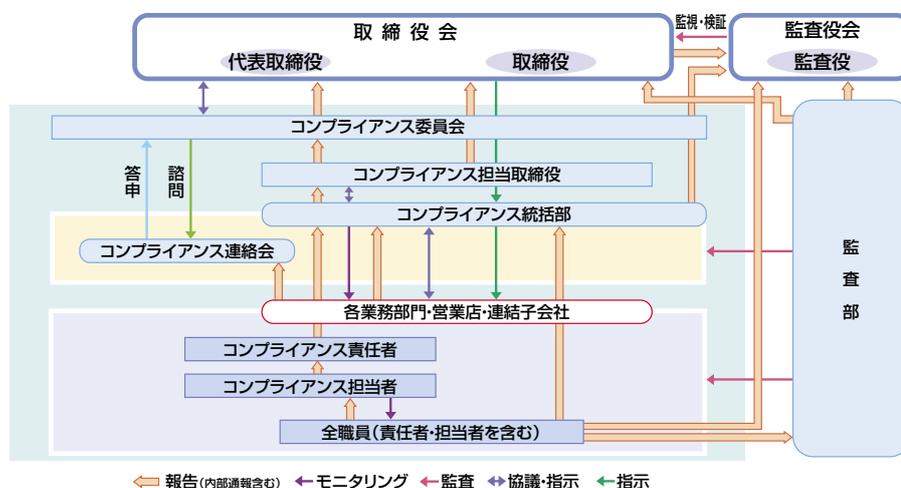
で取締役会に付議・報告する体制としています。

こうした体制を監査部が検証し、状況に応じて改善勧告が取締役会に対し行われ、監査役会が経営全般に関する内部統制機能を監査し、アドバイスをしています。

コンプライアンス委員会は、委員長をコンプライアンス統括部担当取締役、委員をその他の常勤取締役と5部長で構成しており、当行が法令等を遵守するとともに、自浄能力のある組織であり続けるために、コンプライアンスに関する事項について、報告を受け、審議を行い、または決議しています。

コンプライアンス委員会は原則3カ月ごとに開催することとしています。必要がある場合には随時開催しています。

コンプライアンス体制図



❑ コンプライアンス活動

コンプライアンスを実践するために、業務場面での具体的な行動指針等を示した「コンプライアンス・マニュアル」と役職員に配布している携帯用の「コンプライアンスチェックカード」により、研修等を通じて周知徹底を図っています。

また、各部店におけるコンプライアンスマインドの浸透を高めるため、業務遂行にあたって特に留意すべき法令やルール等の遵守状況を問う「コンプライアンス・自己チェックシート」を作成しており、コンプラ

イアンス統括部はこれらを用いてモニタリングを行っています。

これらのコンプライアンス体制整備や周知徹底に係る計画は、半年ごとにコンプライアンス委員会の審議を経て、取締役会決議のうえ、「コンプライアンス・プログラム」として定めています。また、本プログラムの進捗状況も取締役会が検証し、内部統制の実効性を確保しています。

❑ 反社会的勢力への対応

当行は、金融機関に対する公共の信頼を維持し、反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、全行をあげて関係遮断に向けた取り組みを推進しています。

また、反社会的勢力への対応をホームページで公開し、更なる周知を図っています。また、反社会的勢力への対応を統括する部署を設置するとともに、外部関係機関との連携を密にするなど、態勢を整備しています。

❑ 内部通報制度

当行では、法令等違反による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール並びに社会的信頼の確保のために「企業倫理ホットライン」を設けています。併せて、通報者

保護(不利益処分禁止・報復禁止・匿名性確保)を第一とする「内部通報制度実施規程」を定め、内部通報制度の機能性の確保に努めています。